

(短期退職時の報酬返戻と時期)

採用決定者が、辞退や自己都合により、または就業規則違反等の自己の責に帰すべき事由により、3か月以内に退職した場合、または本人の責に帰する事由により3か月以内に解雇された場合、当社は採用者に対し、次の基準で本件報酬を返戻するものとする。ただし、採用決定者の死亡、天災地変等の不測の事態に起因する場合はこの限りではない。

- ・採用日から7日未満の場合：採用決定者に関わる本件紹介手数料の100%
- ・採用日から30日未満の場合：採用決定者に関わる本件紹介手数料の90%
- ・採用日から90日未満の場合：採用決定者に関わる本件紹介手数料の50%

2. 前項の定めにかかわらず、採用者の採用決定者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者が一身上の都合にて退職した場合には、当社は採用者に本件紹介手数料を一切返還しないこととする。また、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する場合、また、採用決定者が、その他専ら採用者の都合により退職をすることとなった場合にも、当社は採用者に本件紹介手数料を一切返還しないこととする。なお、当該退職が甲による報酬支払前であっても、採用者の本件紹介手数料の支払債務は消滅しないものとする。

3. 当社は、採用者より提示される退職確認書その他退職の確認できる書類により採用者決定者の退職を確認し、採用決定者が退職した日の属する月の翌月末日（金融機関休業日の場合は、前営業日）までに、第1項の定めに従い紹介手数料を返戻する。なお、採用者の依頼があれば、当社は引き続き誠意をもって別の求職者の紹介を行う。